

議案第 8 号

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

放課後児童支援員の人員の確保を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。